



ちえのわ
キャラクター
「へづちゃん」



「知ってる?」「教えて!」

～高齢者の消費者被害に 気付くためのポイント～

屋根や外壁工事、害虫駆除などの訪問勧誘や、電話勧誘による商品の購入トラブルなど、高齢者が悪質商法の被害にあったという相談は後を絶たない状況ですが、実際にはその何倍、何十倍もの方が被害にあっていると考えられます。これらの悪質な事業者が高齢者を狙う理由の一つに、「高齢者は被害にあっていることに気付きにくい」ということがあります。訪問した事業者が「良い人だったから」と何の抵抗もなく高額な契約をしたり、商品が売れ残って困っていると電話で購入をお願いされ、同情心から不要な商品を買ってしまうなど、本人には被害にあった自覚が全くない場合があります。こうした高齢者の被害に気付く、被害の深刻化を防ぐには、周囲の人たちの見守りが必要となります。

そこで今回の「知ってる? 教えて!」では、高齢者の消費者被害に皆さんが気付くためのポイントについてご紹介します。

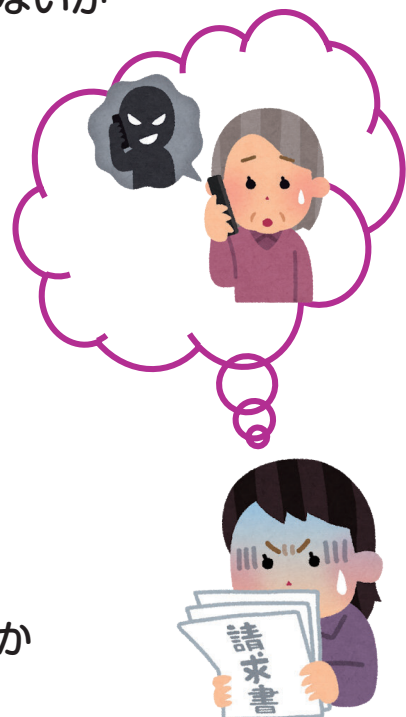
高齢者の消費者被害に気付くためのポイントは?

【家の様子について】

- 不審な契約書や請求書、宅配業者からの不在通知などはないか
- 不審な健康食品、魚介類などはないか
- 新品の布団など、同じような商品が大量にないか
- 屋根や外壁などに不審な工事の形跡がみられないか
- 複数社から配達された新聞や景品類はないか
- 居室が不自然に散らかっていないか
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか

【本人の様子について】

- 不審な電話やメールのやり取りなどはないか
- お金に困っている様子はないか
- 預金通帳などに不審な出金の記録はないか
- 何を買ったか覚えていないなど、判断能力に不安はないか
- 元気がないなど困った様子はないか



こんなところで

転倒事故

は起きています。

階段・廊下・玄関

- ・ 階段を踏み外し転倒
- ・ 暗闇で足元がよく見えず転倒
- ・ スリッパを履いて滑って転倒
- ・ 玄関で靴を脱ぐ際に転倒



ここがポイント!

- 階段は一段一段慎重に上り下りする
- 滑りやすいスリッパは使用しない
- 廊下に常夜灯を設置する
- 手すりの設置も検討する

台所

- ・ キッチンマットにつまずく
- ・ 吊り棚の荷物を取るとき
踏み台から転落



ここがポイント!

- 引っかかりやすいキッチンマット
は使用しない
- よく使う物は
手の届きやすい場所に置く

リビング・寝室

- ・ こたつのコードにつまずく
- ・ 部屋と廊下の段差につまずく
- ・ 布団、カーペットにつまずく
- ・ ベッドから転落



ここがポイント!

- コードの配線は歩く動線进行避ける
- 段差にスロープを設置する
- 引っかかりやすいカーペットや
こたつ布団は使用しない
- ベッドガードの設置も検討する

浴室

- ・ 濡れた床で滑る
- ・ 浴槽に出入りする際に足がもつれる
- ・ 浴室に入る時の
段差で転倒



ここがポイント!

- 手すりや踏み台を使用する
- むめりなど残らないように
床を良く流し、乾かしておく

庭

- ・ 庭の手入れなどの作業時、梯子、脚立から転落

ここがポイント!

- 一人での作業は避け、複数人で作業をする
- 作業する前に周囲に声がけをする
- 周囲の人は時々作業者の確認をする



消費生活相談

主に消費者と事業者間の契約トラブルについて相談ができます。

消費生活相談員が具体的な解決策をアドバイスするほか、ケースによってはトラブル解決のために事業者との交渉をお手伝いします。

相談専用電話：042-495-6212

※つながりにくい場合は（代表）042-495-6211へ

相談日：月～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）

相談時間：午前10時～正午 午後1時～4時

○ 対象者は市内在住・在勤・在学の方

○ 来所・電話による相談をお受けしています。メール・FAXでの相談はお受けできません。

〈地域包括支援センターより〉

高齢者のこと何でもご相談ください

～地域の見守りで高齢者がいつまでも安心して過ごせます～

市内には4ヶ所の地域包括支援センターがあり、
高齢者の困り事など、何でも相談に応じています。



このような、困り事はありませんか？

最近、怪しい人が
出入りしている

詐欺の電話がかかってきて
困っている

介護が必要になったけど、
どうしたらいいの？

地域包括支援センターでは、高齢者に関するあらゆる相談にのっています。こんなこと相談しても良いのかと感ずることでも大丈夫。地域包括支援センターには保健師や看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員が配置されています。それぞれが専門的見地から相談に乗り、相互で話し合いながら検討を行い、必要な時には他の専門機関を紹介し、引継ぎを行います。

困りごとは、そのままにせず、
まず相談しましょう。

自宅への訪問も可能です。

担当地区をご確認いただき、
お気軽にご連絡ください。

きよせ社協地域包括支援センター
担当地区：上・中・下清戸、元町
電話：042-495-5516

きよせ信愛地域包括支援センター
担当地区：松山、竹丘、梅園、野塩
電話：042-492-1850

きよせ清雅地域包括支援センター
担当地区：中里、下宿、旭が丘
電話：042-495-1370

清瀬市地域包括支援センター
電話：042-497-2082

蛍光灯をLED照明に交換するときは…

《照明器具ごと交換する場合》

天井に引掛シーリングなどの配線器具が取り付けられていれば、基本的に工事は不要で、照明器具ごと自分で交換することができます。

もし天井に配線器具がない場合や、別の形式の取り付けがされている場合は、電気工事業者に工事を依頼する必要があります。



はい
いいえ



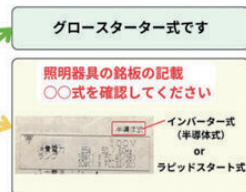
【引用：NITE】

《既設の照明器具のまま蛍光ランプを LED ランプに交換する場合》

- ① 既設の照明器具のまま蛍光ランプを LED ランプに交換する際は、必ず「**蛍光灯器具側の点灯方式**」と「**LEDランプ側の対応点灯方式**」が合っていることを確認してください。

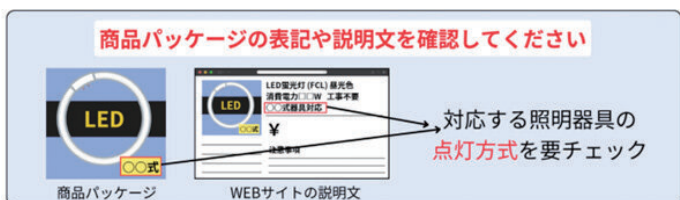


はい
いいえ



「**蛍光灯器具側の点灯方式**」は、点灯管の有無や銘板の記載を確認することで調べることができます。

「**LEDランプ側の対応点灯方式**」は、商品パッケージや説明文を確認することで調べることができます。



【引用：NITE】

- ② LEDランプのパッケージや取扱説明書等に記載されている注意事項を守って交換を行ってください。その際、照明器具とLEDランプの組み合わせによっては電気工事士の有資格者による工事が求められる場合もあります。**工事が必要な場合や不明点がある場合は、絶対に自分自身での交換作業はせず、販売業者への相談や電気工事業者への工事依頼をしてください。**

- ③ ランプ交換後、異常がないか確認をする。
ランプ交換後に異常が無いか確認してください。「点灯しない・ちらつきがある」などの点灯トラブルや異音・異臭（焦げ臭いにおい）がした場合は、火災や故障のおそれがありますので、直ちに電源を切って使用を中止してください。

蛍光灯をLED照明に替えるときは、これらの事に注意をして正しく安全に使いましょう。

《発行・問い合わせ》

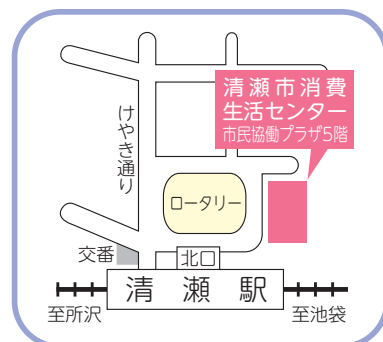
清瀬市消費生活センター

所在地：〒204-0021 清瀬市元町1-2-11 市民協働プラザ5階

電話：042-495-6211（代表）

受付時間：月～金（祝・休日、年末年始を除く）

午前9時～午後5時



※ 目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。